|  |
| --- |
| 　許可番号　　　　　　　　　 |
| 駐車許可証 |
| 　令和　　　　年　　　　月　　　　日　　 |
| 取扱者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　 |
| 種別 | 新規・再交付 | 日時 | 　　　　年　　月　　日　　時　　分から |
| 　　　　年　　月　　日　　時　　分までの間 |
| 登録(車両)番号 | 第　　　　　号 | 場所 |  |
|  |
| 使用者氏名 |  |
| 使用者住所 |  |
|  |
| 理由 |  |
|  |
| 条件 |  |
|  |
|  |
| 注意事項1. この駐車許可証は、許可目的以外に使用しないこと。
2. 駐車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないような方法により行うこと。
3. 駐車するときは、本駐車許可証を車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出すること。
4. 次のいずれかに該当する場合は、この駐車許可証((3)の場合は、発見し、又は回復した駐車許可証)を速やかに交付を受けた警察署長に返納すること。
	1. 許可の期間が満了したとき。
	2. 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
	3. 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
	4. 許可を取り消されたとき。
 |